

薬品の内容公示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十九日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年三月廿二日

藥品の内容公示に關する質問主意書

一、政府の藥品内容公示法に不公平がある、製藥業者の藥品は内容公示を法律で定め、医師の調劑する藥品は不公平である、患者の服用に投藥する藥品は何んの藥が何瓦と各々明記すべきである、この明記がないので、某銀行の毒殺事件まで副産物に出來たのであるとも言える。

二、医師の藥も一切の藥は成分、分量をペーパーに今後至急明記し、國民が何藥の味はこの味と教えるべきであるが政府の処見を問う。

三、政府の閣員諸士も藥品の味を知りおくべきで國民又然りである。

右質問に対し御答弁を要求する。